

# 令和4年度WAM助成シンポジウム 地域共生社会の最新動向

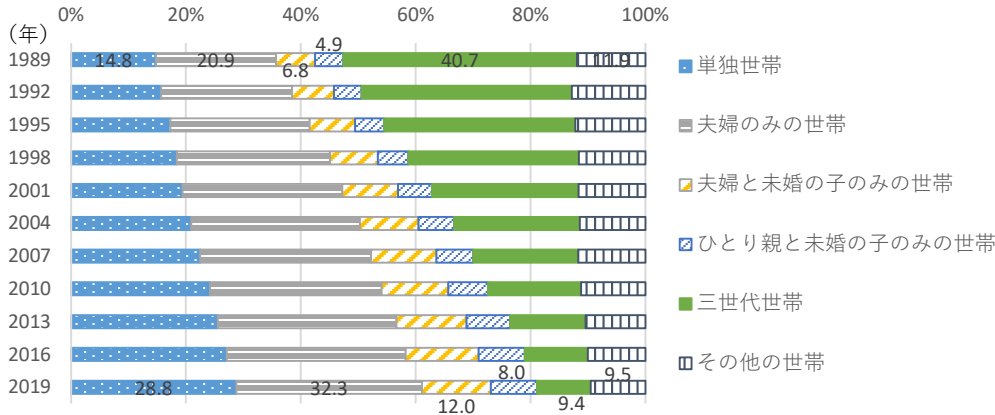
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
地域共生社会推進室長

米田 隆史

# 世帯と地域社会の変容

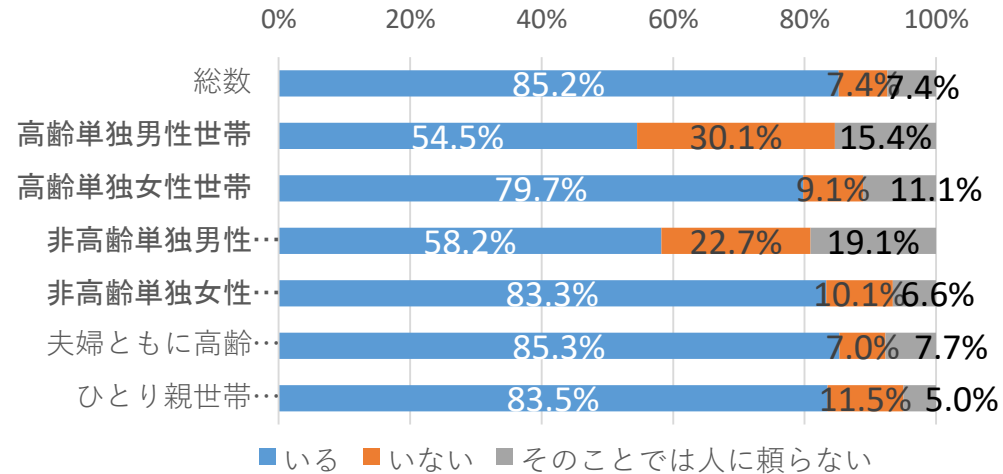
○ 平成の30年間で、三世帯世帯は約4割から約1割へと4分の1に減少。

65歳以上の人のいる世帯の世帯構造の推移



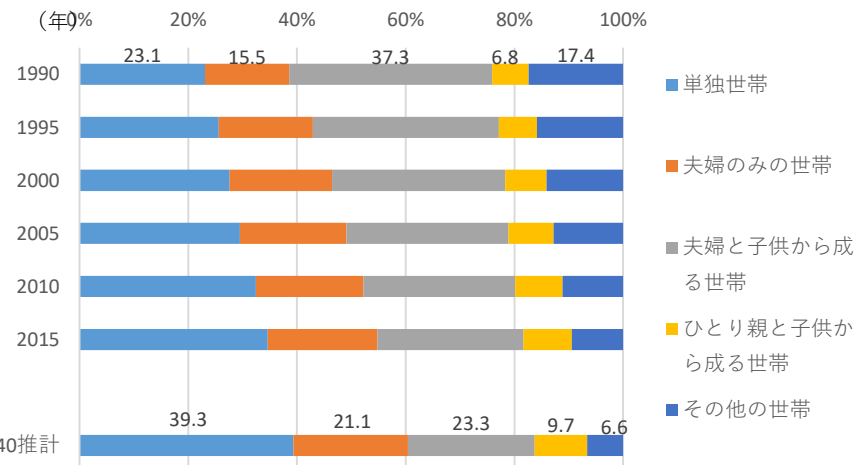
○ 「日頃のちょっとした手助け」が得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯は、過去25年間で3.6倍となり、今後25年間で1.4倍に増加の見込み。

「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人の有無（世帯類型別・2017年）

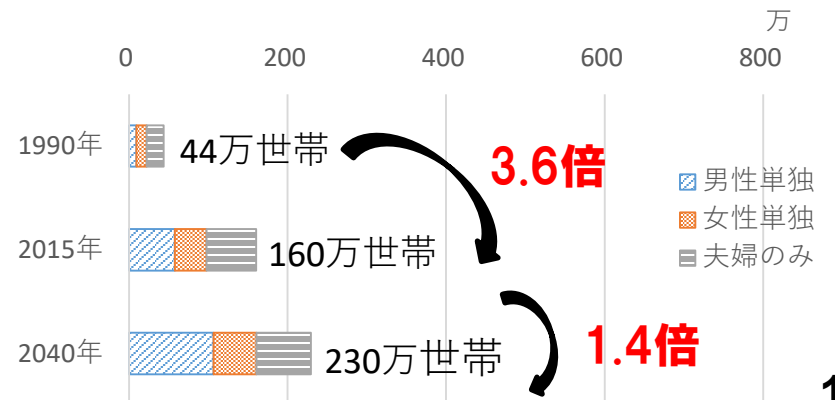


○ 世帯構造の変化がさらに進み、2040年には単独世帯が約4割に。

世帯総数・世帯タイプの構成割合の推移



日頃のちょっとした手助けが得られず、ときに生活支援等が必要と思われる世帯



出典：令和2年厚生労働白書（概要）

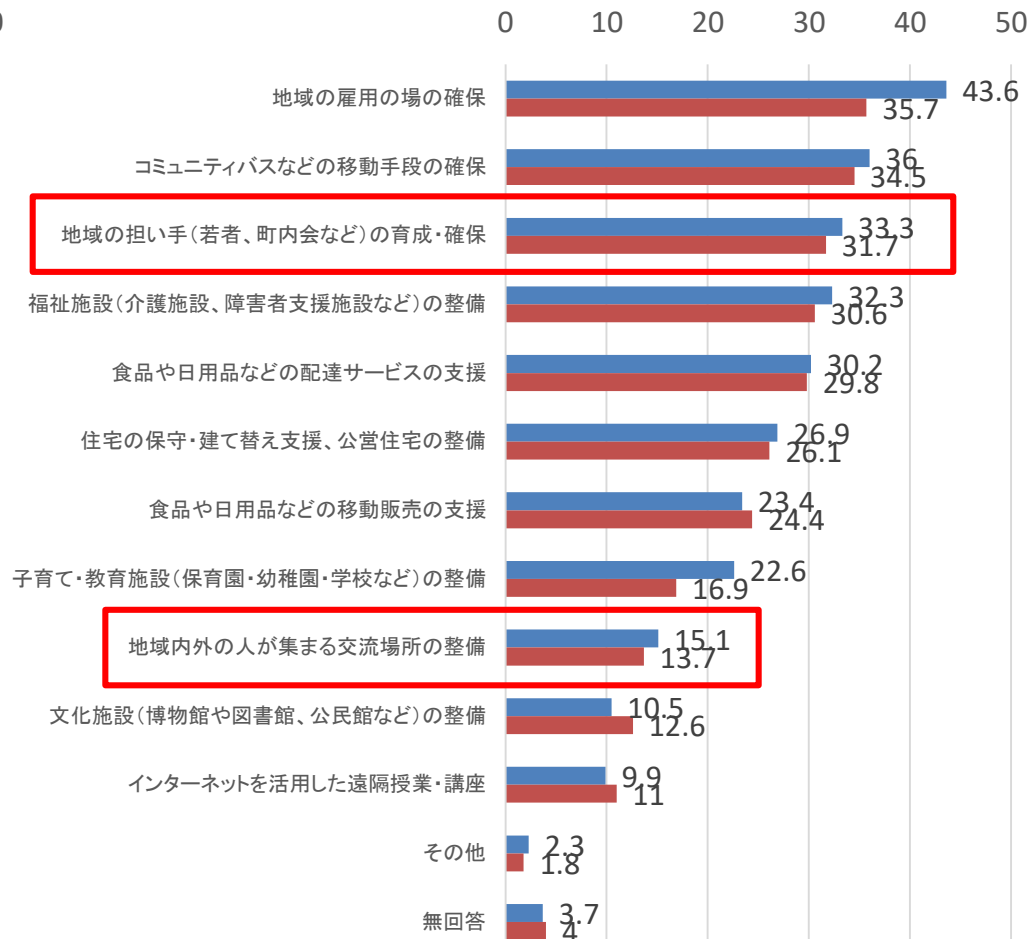
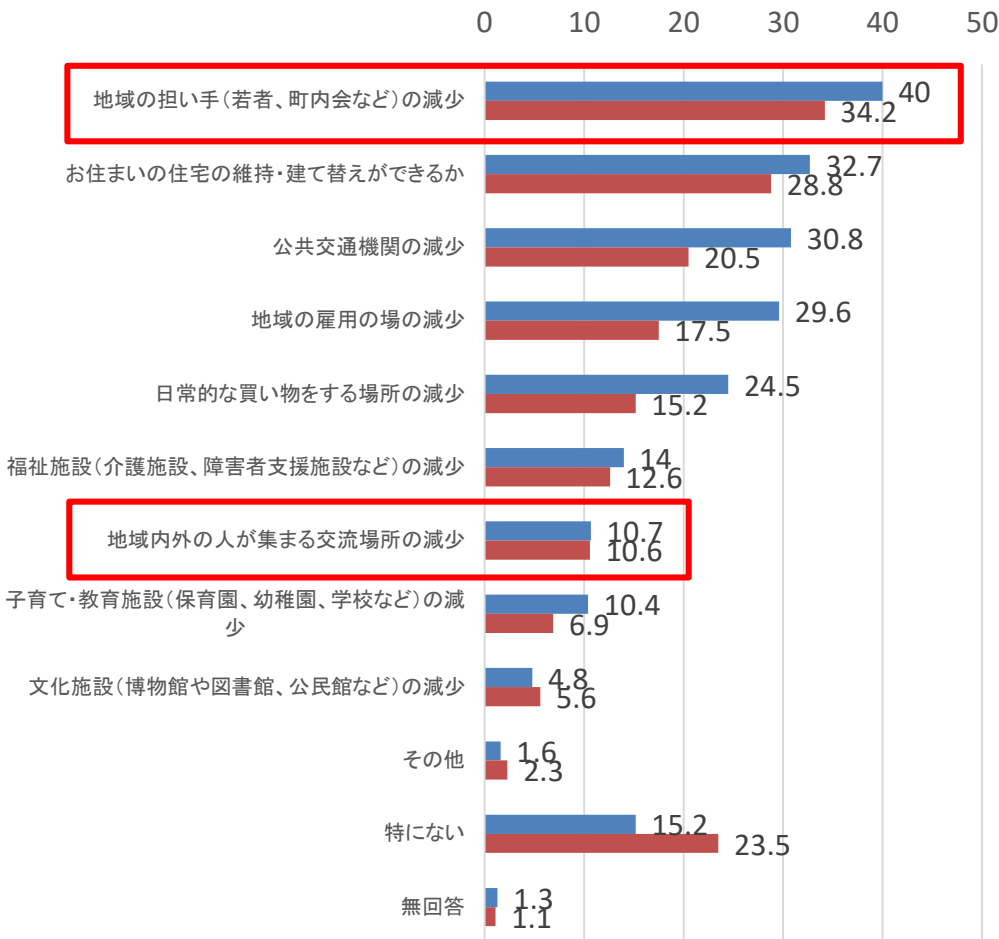
# 地域社会の暮らしに関する世論調査

○お住まいの地域における将来の生活環境について不安に感じていることはあるか聞いたところ、「地域の担い手（若者、町内会など）の減少」を挙げた者の割合が高く、「地域内外の人が集まる交流場所の減少」は10%程度となっている。

○お住まいの地域における生活環境について、行政はどのような施策に力を入れるべきか聞いたところ、「地域の担い手（若者、町内会など）の育成・確保」を挙げた者が30%程度、「地域内外の人が集まる交流場所の整備」が15%程度となっている。

## 地域における将来の生活環境に対する不安なこと

## 地域における生活環境に関して行政が力を入れるべき施策



■ 人口20万人未満 ■ 人口20万人以上

■ 人口20万人未満 ■ 人口20万人以上

# 日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

## 日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

### 〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

### 〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



# 地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

## 平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。（法第106条の3）
  - （※） 包括的な支援体制づくりの具体的な内容
    - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
    - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
    - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

## 地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
  - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。  
<最終とりまとめで示された方向性>
  - 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
    - I 断らない相談支援**      **II 参加支援**      **III 地域づくりに向けた支援**
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）  
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等

## 令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定

## 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について (R3.3.31四部局連名通知)

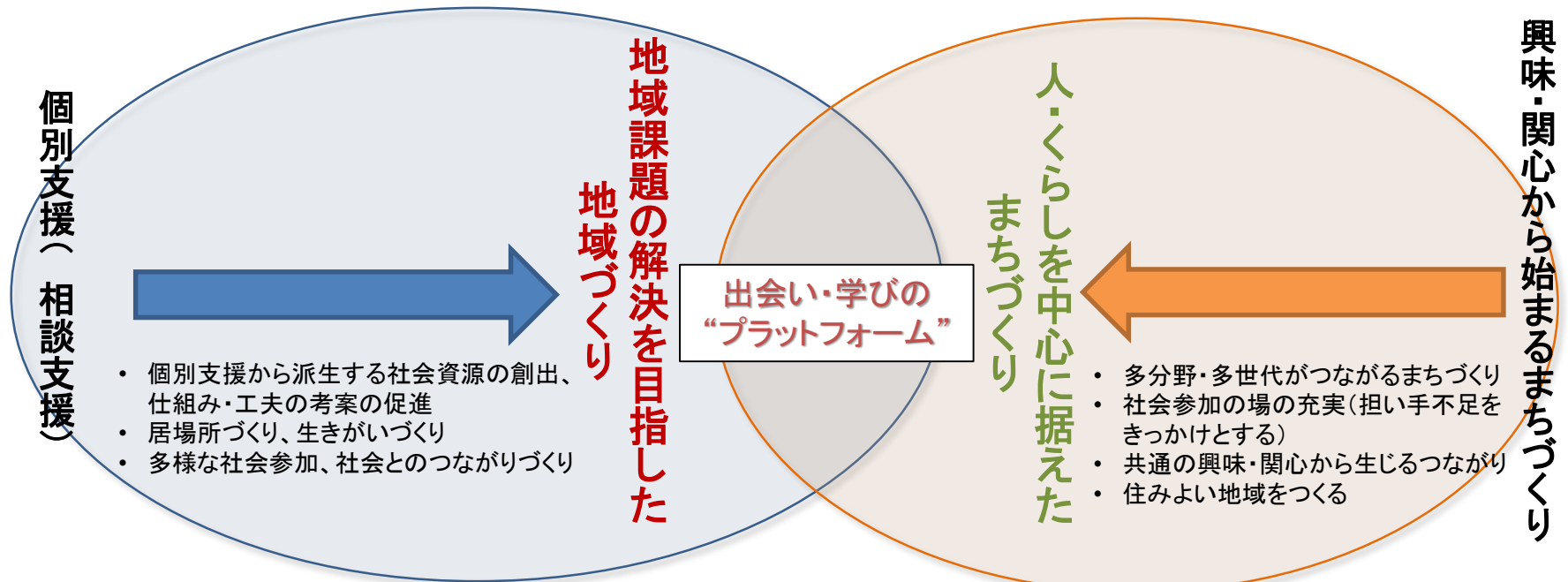
- 少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その**持続可能性を高めていくことが必要**と考えられる。地域力強化を考えるに当たっては、**福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、改めて直視する必要がある**。(略)
- 様々な課題に直面している**地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組**と、**誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組**は、別々のものではなく、生活の基盤としての**地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠**であり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていくと考えられる。
- 法第6条第2項に規定されているように、いわば、**福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠**であると考えられる。
- また、地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実に生じうる課題を直視しつつも、**地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる**ことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められる。
- これは、(略)地域福祉推進の目的と相通ずるものであり、**地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の推進が求められている**ということが出来る。

# 多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

## 福祉サイドからのアプローチ

## まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ





# 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

### 地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携  
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

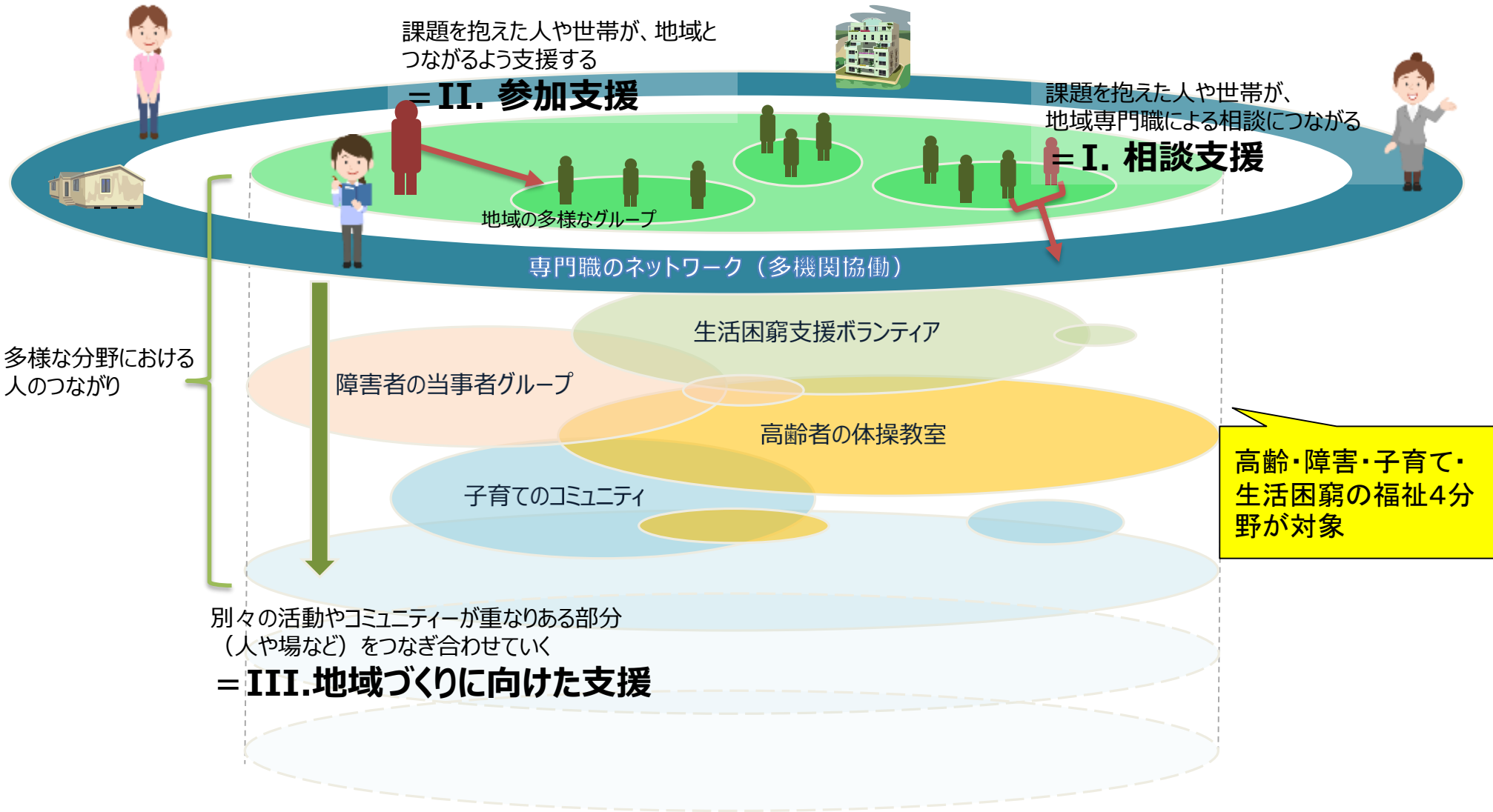
### 包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

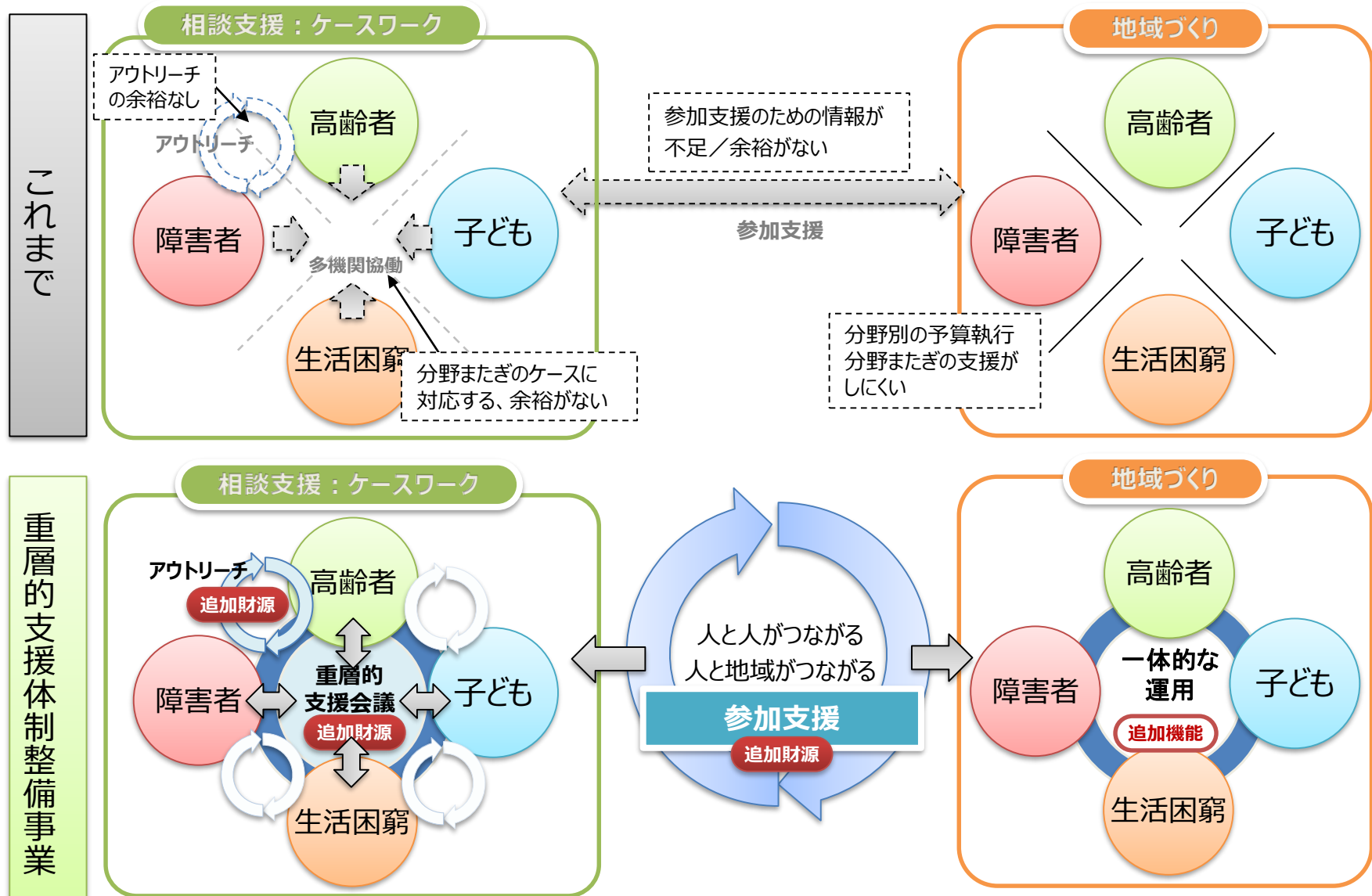
### 重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

# 様々な支援を重ねて、つないでいく「重層化」のイメージ



# 重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

# 地域づくり事業(改正社会福祉法第106条の4第2項3号)

令和4年度予算額(5,764,267千円)

## 事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども、困窮の各法等に基づく地域づくり事業(※)を一体的に行うことにより、
  - ・地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援
  - ・地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備
  - ・地域住民相互の交流を行う拠点の開設
 等を行う。

### ○世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

- ・多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所や交流の場の新設
- ・民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定の締結
- ・他省庁の施策において実施されている活動(例:小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業等)との連携

### ○個別の活動や人のコーディネート

## 実施主体

市町村

## 補助率

各法等に基づく負担率・補助率  
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号のうち厚生労働大臣が定めるもの)	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、 1号保険料 23/100、2号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、1号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	国 1/2、実施主体(都道府県、市町村) 1/2

# 「多世代交流スペース宮ノ前テラス」を軸にした住民活動の展開（神奈川県横浜市）

## 自治体概要※

人口 3,745,796 人  
 面積 437.56 km<sup>2</sup>  
 ※人口1人あたり面積  
 0.012 km<sup>2</sup>  
 小学校数 \* 340  
 中学校数 \* 144

本事例の活動領域  
 ・ 泉区中田地区

- 地域住民の思いを知った区役所の担当者が、人と人をつなぎ、地域住民の力で多世代交流サロンが実現。
- NPO法人として、2018年10月から「多世代交流スペース宮ノ前テラス」の運営をスタート。

※2019年1月1日現在  
 \* 市立のみ

- 地元の野菜や果物を活用した地産地消のテラスカフェ・子ども食堂、子育て支援（ベビーマッサージ、親子リトミック等）、住民主体による高齢者の通所サービス等の多彩な取組。
- 地元の小学生から、若者、年配者まで、担い手も多世代。「年代性別関係なく、誰でも活躍できるアンチエイジングからエンジョイエイジングへ」を合い言葉に活動。



定年退職後に何かできないか、と想いを持つ居場所の開設者



引きこもりがちなお年寄りを心配している民生委員



地域住民によるサロン立ち上げに向けた活動がスタート（総合事業の補助金を活用するために法人格を取得）

場

【宮ノ前テラス】



コーディネーター的な役割



地域に役立つ場所を建てたい地主



- ・人をつなぎ、活動のきっかけを作る
- ・関連情報等を提供

## 【行政によるバックアップ】

- 区役所が同じような思いを持つ地域住民をつなぎ、サロン立ち上げに向けた話し合いの“場”を設定。住民が最初の一步を踏み出すきっかけを作った。
- ハード面の整備費用として「ヨコハマ市民まち普請事業」、活動の資金として「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業（サービスB）」の補助金の活用を提案。補助金を活用した拠点の整備・運営につながった。

# 実例 ～滋賀県守山市～

## 再縁寺—自分らしい生き方・支え合い・地域活性化の循環を生み出す場（滋賀県守山市）



### 一人ひとりはずごい!

- 「これはできへんけど、これやったらできるんちゃう」
- これまでは一人ひとりが地域で、社会で「なりわい」を持つことで、「ちょっとした」支援が自然と行われ、地域も社会も活性化してきた(支え合いの社会)
- 産業構造の変化、個人主義の進展、少子高齢化など社会の変化 ⇒ 人と人の関係の希薄化 ⇒ 活躍の場の縮小(支えられる人に)



「なりわい」づくりを起点に、自分らしい生き方の実現、「支え合い」の再生・創出、地域資源の活性化といった循環を生み出す ⇒ **地域共生社会の実現**

**再縁寺**とは 地域共生社会の実現に向け、以下の取組を一体的に行う拠点です。

### 1 縁づくり

- 食事を買い物をきっかけに、世代や職業を超えて様々な人が集い、交わり、つながることで、孤立の解消を図ります。

### 2 なりわいづくり

- 地域資源を活かしながら、一人ひとりの「なりわい」を創り出すことによって、自分らしい生き方と元気なまちの創出を図ります。

### 3 暮らしづくり

- 高齢者等の地域生活支援と支援機関につながっていない方を早期に発見し、解決を図ります。

自分らしい  
生き方の実現

感謝  
(対価)

支え合いの  
再生・創出

地域の活性化

# 実例 ～鹿児島県宇検村～

## 宇検村の取り組み（令和3年度参加支援）

- <意識しているポイント>
- ・コミュニティナースの活動を参考
  - ・ふらっと地域を廻る
  - ・地域福祉活動の支援も応援する



- <意識しているポイント>
- ・『給付』や『申請によるサービス提供』ではない取組
  - ・日常に『福祉』の風景を。



- <意識しているポイント>
- ・楽しい！ワクワク！を大事に
  - ・他の分野、今までの枠組みを超える
  - ・福祉の関与が薄い若年世代をターゲット



①アウトリーチ看護士の配置  
(参加につなげる)

②交流の拠点づくり  
(参加の場をつくる)

③地域共生の村づくりプロジェクト  
(参加の場を広げる)

アプローチの視点

ミクロ

メゾ

マクロ

### 【状況】

- かねてより血縁、地縁によるコミュニティによって地域の生活が成り立っていたものの、人口減少に伴い、既存のコミュニティでは支え合いが困難になりつつある
- 複雑化した課題の解決を抱え、孤立の状況も悪化するという悪循環が見られた
- アウトリーチと拠点づくり、コミュニティデザインによって、つながりづくり・つながり直しに取り組む  
→予防と共生の視点
- 地域に「居場所」を通して、地域づくりに取り組んでいる

## その他、起こっていること

- ・お食事デイ
- ・島の小学生と内地の大学生とのオンライン交流会
- ・健幸麻雀クラブ
- ・ものづくりワークショップ などなど



ふらっと立ち寄れる場所が地域にあることの意味

### <大切にしていること>

- ① 目の前にいる『その人』を知る
- ② 自分たち自身がつながることから始める
- ③ 自分たちとのつながりを少しずつ多様なつながりへと広げていく

【出所】令和3年度 重層的支援体制整備事業人材養成研修

宇検村の資料をもとに厚生労働省作成

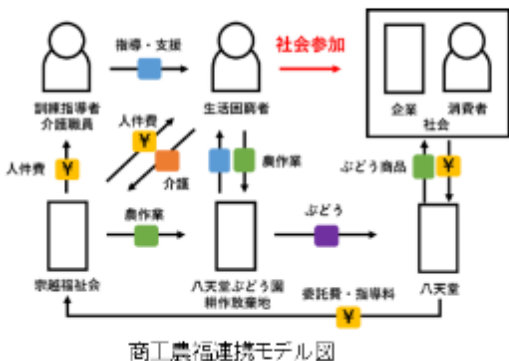
# 実例 ～株式会社×社会福祉法人～

## ぶどう園を活用した商工農福連携の取組例

- ぶどう園で農作業の経験を通して、生活困窮者の自立への意欲を後押しする取組。
- 広島県竹原市の社会福祉法人宗越福社会が、農園を運営するパン製造の(株)八天堂の委託を受け、生活困窮者の就労訓練の場(生活困窮者自立支援制度の認定就労訓練事業を活用)とすることで、「**商工農福連携**」を実現。
- 農側は、**新たな担い手確保の一助**として、また福祉側は、**本人の収入確保や社会参加などの効果**が期待される。

【取組のスキーム図】

### 商工農福連携・日本型ケアファームの開始



- 生活困窮者就労訓練事業の収益性向上
- ・ 八天堂の加工・販路による付加価値
- 生活困窮の要因解決
- ・ 経済的問題←従来の事業で解決可
  - ・ 社会的問題←従来の事業で課題残る
- 農業技術の継承
- ・ 農業指導者から訓練指導者へ
  - ・ 農業従事者の育成
- 遊休耕作地の活用
- ・ 耕作放棄の抑制

【地元新聞での報道】

